平成２９年（フ）第３９０６号
東京都板橋区仲町46―１―201
債務者　蝦名　美香
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９０７号
東京都足立区南花畑２丁目32―２
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９０８号
東京都墨田区千歳１丁目７―11―501
債務者　茶畑　大輔
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９１０号
東京都中野区大和町３丁目３―７―202
債務者　中原　達彦
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９１３号
東京都台東区三ノ輪１丁目28―12―702　プラザM
債務者　澤崎　　武
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９２４号
東京都江戸川区上篠崎３丁目15―５―202
債務者　宇梶　　健
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９２９号
東京都中野区南台４丁目65―２　笹塚一番館201
債務者　深澤　　僚
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２３７号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台５丁目11番11号、開始決定時の住所福岡市城南区七隈２丁目８番12号
破産者　桑原　洋子
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４１７号
福岡県筑紫野市俗明院１丁目８番１―402号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫野市大字俗明院158番地　625号
破産者　大坪　一行
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２９号
富山県黒部市宇奈月温泉243番地２
破産者　小柳　信夫
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５９０号
福岡市早良区原団地78番307号
破産者　今井　幸子
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３１号
北海道北見市西三輪５丁目２番地６　ハーモニー202号、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒中央通10丁目６番29―306号
破産者　豊田　義雄
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９９号
埼玉県草加市金明町879番地１
破産者　小林　法将
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２９号
埼玉県越谷市東大沢４丁目２番地17　シティハイツ越谷103、旧住所埼玉県越谷市大沢４丁目14番25号　オーベル北越谷Ⅱ―110号
破産者　越中　　稔
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５０３号
埼玉県越谷市東越谷６丁目101番地　Ｖｉｌｌａ　ｄ’Ｅｓｔ104、開始決定時の住所埼玉県越谷市伊原２丁目３番29号
破産者　齋藤　博樹
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１３号
埼玉県三郷市上彦名76番地７
破産者　北川　尚喜
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係